

# 入会誓約書

※書類の作成日

令和 元年 5月 1日

(一社)千葉県宅地建物取引業協会長 殿

(公社)全国宅地建物取引業保証協会千葉本部長 殿

※免許番号がすでにある場合は記入する

免許番号 千葉県知事・国土交通大臣 (1)第 1234567 号  
事務所所在地 千葉市中央区中央港1丁目17番3号  
商号又は名称 宅建不動産(株)  
代表者氏名 宅建 太郎

今般、入会申し込みするにあたり、下記のとおり誓約いたします。なお、本誓約に違反した場合は、直ちに退会いたします。

## 記

- 宅地建物取引業法及び関係法令を順守し、業務の適正な運営と公正な取引の確保に努めます。
- 貴協会の定款及び諸規則を順守し、業の健全な発展に努め、会の名誉を毀損したり、信用を失墜する行為はいたしません。
- 会費（宅建協会・保証協会）は、貴本部・支部が決定する納入方法に従い、その都度遅滞なく納入し、絶対に滞納いたしません。  
退会時に未納会費があった場合は、弁済業務保証金分担金の返還金と相殺することを承諾いたします。
- 貴協会の各種事業活動並びに会員相互扶助事業に対しては、積極的に参加協力することを確約し、特に研修会には代表者、宅地建物取引士の双方とも必ず出席いたします。
- 入会審査規程第12条で義務付けられている「新入会者研修会」には、必ず出席いたします。
- 不動産の表示に関する公正競争規約及び不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約を順守し、消費者の保護と不動産業界の秩序の確立に努めます。
- 免許申請書類、入会申込書類に不実の記載があった場合は、入会内定後であっても承認取り消し等の処分に同意いたします。
- 宅建協会の会員資格喪失の時は、同時に保証協会の会員資格も喪失となることに異議ありません。